

新型コロナウイルス感染症への対応方針

社会体育、学校開放施設等の利用のお知らせ

(令和4年1月18日更新)

岐阜県では、県独自の「非常事態宣言」を発出し、国に対して「まん延防止等重点措置区域の指定」を要請しました。これを受け、標記施設の利用について下記のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆施設:中央公民館、下宮地区公民館、西座倉スポーツ公園(テニスコート)、小・中学校(グラウンド・体育館・生涯学習室)、下宮テニスコート、ごうど中央スポーツ公園(テニスコート・多目的グラウンド・野球場等)、町民体育館(剣道場・卓球場・競技場・フィットネスルーム)

◆期間:1月21日(金)~当面の間

◆対応:夜間開放時間を**20時**までとさせていただきます。

1月18日より、町内の在住・在勤者又は町加盟団体のみの申請とさせていただきます。

◆お願い:申請にあたり、住所確認をさせていただく場合があります。

※なお、この期間を延長する場合があります。

【お問い合わせ先】

- 社会体育施設・学校開放施設、下宮地区公民館
神戸町役場 生涯学習課 電話:0584-27-0182
- 中央公民館・生涯学習室
中央公民館 電話:0584-27-7321
- フィットネスルーム
NPO 法人ごうどスポーツクラブ 電話:0584-27-1171